

316 東京帝国大学教授上杉慎吉私立中央大学へ出講許可指令

案 (大正十一年六月七日)

大正十一年六月七日

(堀越英二)

課長 (中村恭平)

庶務課 (野口広二) (葛巻常四郎) (今西喜蔵)

総長 (古在由直)

案

東京帝国大学教授 上杉慎吉

本年五月三十一日附願中央大学ニ於テ憲法講義応嘱ノ件許可ス

年月日

総長

(欄外注記1)

御願

(竹田熊吉)

私儀

今般向フ一ケ年間私立中央大学ニ於テ毎週一回宛憲法講義致度候ニ付御許可相成度此段及御願候也

但報酬手当等ノ約無之候

大正十一年五月三十一日

教授 上杉慎吉 (印)

東京帝国大学教授 古在由直殿

(欄外注記1)

「六月八日指令済」

『検印録』自大正十一年至大正十二年、(F18)